

第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和2年3月17日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和2年3月17日 午前9時開議

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
追加日程第1 同意第6号 教育長の任命について
追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	小 野 覚
3 番	伊 藤 好 晴	4 番	瀧 尻 行 雄
5 番	門 眞 一 郎	6 番	熊 谷 兼 樹
7 番	内 藤 眞 一	8 番	高 橋 英 次
9 番	景 山 登美男	10 番	安 部 丘

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 星 野 崇

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 碕 英 樹	副 町 長	塚 原 隆 昭
教 育 長	矢 飼 斉	教 育 次 長	永 井 あ け み
総 務 課 長	大 谷 哲 也	総 務 課 総 括 監	和 田 眞 一
地 域 振 興 課 長	長 島 淳 二	企 画 財 政 課 長	那 須 忠 巳
住 民 課 長	藤 原 清 伸	産 業 振 興 課 長	森 山 篤

保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	建 設 課 長	那 須 和 博
基 幹 支 所 長	藤 原 一 也	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
飯 南 病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	門 脇 貴 子
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、8 番、高橋英次君。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、高橋英次君。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） はい。8 番。

委員会審査報告を行います。

令和 2 年 3 月 17 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長、高橋英次。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第 3 号、飯南町「非核平和の町」を宣言することについて、原案可決。

議案第 4 号、飯南町自動運転長期実証実験に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 6 号、飯南町外国人介護福祉人材確保対策事業条例の制定について、原案可決。

議案第 7 号、飯南町交通指導員設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 8 号、飯南町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 9 号、飯南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 10 号、飯南町非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 11 号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 13 号、飯南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 14 号、飯南町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 15 号、飯南町医療及び福祉従事者確保対策助成金条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 16 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 20 号、H31 来島拠点複合施設建設工事請負変更契約の締結について、原案可決。

議案第 23 号、診療収入に関する権利（債権）の放棄について、原案可決。

議案第 24 号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による可燃ごみの処理施設に係る調査及び研究に関する事務の委託について、原案可決。

議案第 25 号、雲南市・飯南町事務組合規約の一部を変更する規約について、原案可決。

議案第 26 号、新町建設計画の変更について、原案可決。

議案第 31 号、令和元年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）、原案可決。

議案第 32 号、令和元年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 33 号、令和元年度飯南町病院事業会計補正予算（第 5 号）、原案可決。

議案第 35 号、令和 2 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 36 号、令和 2 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第 37 号、令和 2 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第 38 号、令和 2 年度飯南町病院事業会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、5 番、門眞一郎君。

○教育経済常任委員長（門 眞一郎） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、門 眞一郎君。

○教育経済常任委員長（門 眞一郎） 5 番。

おはようございます。委員長報告を行います。

令和 2 年 3 月 17 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、門眞一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

議案第 5 号、飯南町チャレンジオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 12 号、飯南町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 17 号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 18 号、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 19 号、R 元頓原町民野球場照明灯改修工事請負契約の締結について、原案可決。

議案第 21 号、住宅使用料及び定住住宅使用料に関する権利(債権)の放棄について、原案可決。

議案第 22 号、水道料金に関する権利(債権)の放棄について、原案可決。

議案第 27 号、公の施設(飯南町ふるさとの森)の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 28 号、町道路線の認定について、原案可決。

議案第 29 号、町道路線の廃止について、原案可決。

議案第 39 号、令和 2 年度飯南町簡易水道事業会計予算、原案可決。

議案第 40 号、令和 2 年度飯南町下水道事業会計予算、原案可決。

審査意見。議案第 5 号 飯南町チャレンジオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について。

この条例は赤名連坦地にある福島邸を飯南町チャレンジオフィスとして新産業の創出及び多様な産業の育成を図るためのものである。

この施設は赤名地区の住民によって小さな拠点として活動の場となっている。住民の活動を阻害することが無いよう求めた。後日、住民の活動からは利用料を徴収しないと報告を受けた。これを順守されたい。

以上であります。

○議長(早樋 徹雄) これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、7 番、内藤眞一君。

○予算特別委員会委員長(内藤 眞一) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 7 番、内藤眞一君。

○予算特別委員会委員長(内藤 眞一) 7 番。

おはようございます。審査報告を行います。

令和2年3月17日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、内藤眞一。
委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第30号、件名、令和元年度飯南町一般会計補正予算（第7号）、審査の結果、原案可決。

議案第34号、令和2年度飯南町一般会計予算、審査の結果、原案可決。

なお、審査意見を付けております。

審査意見。（款）商工費（項）商工費（目）商工振興費。

地域おこし協力隊活動事業、観光。地域おこし協力隊の募集は各課がおのの行うのではなく、窓口を一本化し、効率的な導入・配置を行われたい。

次に、（款）教育費（項）教育総務費（目）事務局費。

教育魅力化推進事業。飯南高校支援について、従来は地域振興課が所管していたが、高校魅力化支援事業を教育委員会が予算化している。高校支援に二課が当たることになっているが、所管を一課にまとめ、責任の所在を明確にし、意義のある事業遂行を求める。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

日程第2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、討論、採決を行います。

○議長（早樋 徹雄）

これより議案に対する討論に入ります。討論は議案を2区分して行います。

まず、最初に、議案第3号 飯南町「非核平和の町」を宣言することについて。次に議案第4号 飯南町自動運転長期実証実験に関する条例の制定についてから、議案第40号 令和2年度飯南町下水道事業会計予算までの、予算関係合わせて37議案の区分に分けて行います。

まず、最初に、飯南町「非核平和の町」を宣言することについて討論はありませんか。

まず、最初に反対者の発言を許します。

【議長と呼ぶ声あり】

○議長（早樋 徹雄） 5番、門眞一郎君。

○5番（門 眞一郎） 5番。

議案第3号、飯南町「非核平和の町」を宣言することについてに対して、反対の立場で討

論を行います。

この議案は、山碕町長の世界平和に向けた強い願いの元、あらゆる国に対し核兵器の廃絶を訴えるとともに、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を国民生活の中に生かし、次世代に引き継いで行くために、「非核平和の町」宣言を行うというものであります。

わたくしは一切の核兵器を廃絶し、世界の平和を実現することに何ら反対するつもりはありません。むしろ素晴らしい理念であると思います。

それでは、現実を目を向けてみましょう。

まず、世界の核弾頭保有数は、ロシア 6,500、米国 6,185、フランス 300、中共 290、英国 215、イスラエル 80、パキスタン 150、インド 130、北朝鮮 20-30、これは長崎大学 核兵器廃絶研究センターが 2019 年 6 月に公開した物です。

この 9 か国が喜んで核弾頭を廃棄し、今後核兵器による近隣諸国への恫喝をあきらめるならば、核兵器の脅威はなくなると考えられます。

しかしながら、一昨年に核廃棄をほのめかしていた北朝鮮ですら、いまだに 1 発も解体廃棄していません。どの国が 1 番に善行を行い、世界に示すのか、興味を持ってみているところでもあります。

戦略核兵器削減条約（START）について述べます。

戦略兵器削減条約（START: Strategic Arms Reduction Treaty）交渉は、冷戦期に増大していった米露両国の戦略核戦力を、はじめて削減したプロセスでありました。中距離核については、1987 年 12 月に米ソ間で地上配備の中距離核を全廃する INF 条約に署名し、1988 年 6 月の発効以降、実施しております。

これによって両国の戦略核戦力は大幅に減少することとなり、核軍縮の観点からも好ましい動きであったといえます。START (I) プロセスの結果、米露の戦略核弾頭数は冷戦期の約 60% となり、START は核軍縮の 1 つの重要な基礎を構成してきたということが出来ます。

32 年間に渡って、米ソ両国が INF 条約に縛られている間に、中共がミサイル大国として台頭してきました。条約の縛りを受けていない中共によるミサイルの脅威の前に INF 条約の実効性が失われています。

近年は、核弾頭と中距離ミサイルを保有する国が増加しています。軍拡路線をひた走る中共と国際社会を欺いて核武装した北朝鮮、インド、パキスタンなどがあります。

こうした国に囲まれたロシアは、INF 条約は不公平であると受け止め、条約に反して中距離ミサイルの開発を進めてきたと欧米は見ています。

これに対し、米国は中距離ミサイルに相当する兵器を持ち合わせていないことを不安視するようになり、2019 年 8 月 2 日に INF 条約からの離脱を実行するに至りました。

核兵器禁止条約について述べます。

我が国は唯一の戦争被爆国であり、政府は核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有しているとしています。一方、中共や北朝鮮などの核兵器や中距離ミサイル開発は日本及び国際社会の平和と安定に対する重大かつ差し迫った脅威であります。このように核兵

器による恫喝あるいは使用を躊躇しない国に対しては、通常兵器のみでは抑止を効かせることが困難であるため、やむを得ず米国の核の傘の下にあることを維持することが必要となっています。

核軍縮に取り組むうえで、人道と安全保障の二つの観点を考慮する必要があります。

核兵器禁止条約には安全保障の観点が踏まえられていません。したがって、この条約に参加すれば、核の傘の抑止力を失い、国民の生命財産を危険にさらすことを容認することになりかねません。地道な交渉により現実的な核軍縮を追求することが求められております。

国連憲章について述べます。

国連憲章 第 53 条、第 77 条、第 107 条、はいわゆる敵国条項の規定とされ、第 2 次世界大戦における連合国の敵国であった国が、戦争によって確定した事項を無効あるいは排除した場合に国際連合加盟国や地域安全保障機構は安全保障理事会の許可がなくとも当該国に対し軍事的制裁を科すことを容認するものであります。また、これらの国との紛争については平和的に解決する義務すら負わされていないと解する向きもあります。

1995 年に日本やドイツなどにより国連総会において、国連憲章 第 53 条、第 77 条、第 107 条を憲章から削除する決議案を提出し、同年 12 月 11 日の総会において賛成多数によって採択されていますが、これの各国による批准が進んでおらず、いまだに条文として残っております。

ロシアのプーチン大統領は、日本が核武装すれば直ちに核攻撃を行うと明言しています。中共は日本領尖閣諸島周辺で挑発行為を繰り返し、この度のコロナウイルスに対し、日本からのマスクや防護服の支援を受ける中であっても、挑発行為を慎むことなく、偶発的な紛争を誘発するような危険な行動をとり続けています。

現代における戦争は、必ずしも兵器を用い武力による戦争ばかりではありません。経済戦争、これはまさに現在米中間で熾烈な戦いが繰り広げられているところです。情報戦争、かつて米中間で報道を通じた歪曲、選挙工作、先端技術へのスパイ行為などトランプ政権に至るまでの間、知的財産・特許などおびただしい情報が中共へと流失しました。これに気づいたトランプ政権は情報漏洩防止策を打ち出し、保護主義者とのレッテルを張られるに至っています。

日本の経済分野においては、いまだにチャイナリスクに気づいていないのか、国内の従業員の給料を削ってまで、かの国へ莫大な投資を行い、経済戦における敗北者あるいは属国化への道を全力疾走している状況にあります。

情報分野においては、世界的戦略家であるエドワード・ルトワック氏によると

第 1 段階 工作員を政府の中枢に送り込む。

第 2 段階 宣伝工作。メディアの掌握、大衆の意識を操作。

第 3 段階 教育の掌握、「国家意識」の破壊。

第 4 段階 抵抗意識を破壊し、「平和」や「人類愛」をプロパガンダとして利用。

第 5 段階 マスコミなど宣伝メディアを利用して、自分で考える力を奪っていく。

という工作が、以前から着々と進められ、日本はすでに第5段階まで完了しているとの分析がなされております。

このような中での「非核平和宣言」は善意を持たない国に対し、誤ったメッセージを与えることに成りかねません。

日本国は性善説によって成り立った国家であります、世界の国々は必ずしも性善説が善であるとは限りません。国家意識・国境意識すら持たぬ民族が存在します。残念なことです。われわれの隣人がそうであるとするならば、飲み込まれるような振舞には気を付けるべきであります。

チベットやウイグルでは、我々が想像もつかないようなことが行われているとの情報がネット空間にはあります。50年100年先の我が国が同じ道を歩むことが無いように、子孫に負の遺産を残すことのないように、慎重に行動すべきであります。

町長の非核平和への崇高な願いはわたくしも共有するもので、世界の人類が一つ屋根の下の家族のように仲睦まじく幸せに暮らすことは、神武天皇の最初の詔勅の中にある「八紘一宇」のお言葉に表されているとおりであります。

以上の理由をもちまして、わたくしは時期尚早であると判断をいたしました。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

【議長と呼ぶ声あり】

○議長（早樋 徹雄） 2番、小野覚君。

○2番（小野 覚） 2番。

私は、飯南町「非核平和の町」を宣言することについて賛成の立場で討論を行います。

世界の恒久平和は全ての人々の願いです。しかし、先ほど反対討論の中にもございましたけれども、地球上には数多くの核兵器が存在し紛争もあります。人類の生存に脅威と不安を与えています。我が国が米国の核の傘の元にあることは間違いない現実です。こうした状況にありながら核兵器廃絶を訴えることへの疑問も呈されていることは承知しております。

しかし、世界で唯一の被爆国であることからこそ、核兵器廃絶を訴える責任があり、義務であると思います。

日本国憲法で掲げられた恒久平和主義の理念を町民生活に活かし、次世代に引き継いでいくことが重要であると思っております。

飯南町「非核平和の町」宣言をして、これで終わるわけではありません。まさに私はスタートであると思っております。広く町民の皆さまに理解され、その思いが浸透していくことを願い賛成の討論とします。

終わります。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありませんか。

【議長と呼ぶ声あり】

○議長（早樋 徹雄） 6番、熊谷兼樹君。

○6番（熊谷 兼樹） 6番。

議案第3号、飯南町「非核平和の町」を宣言することについて反対の立場で討論をいたします。

もとより、恒久平和主義の理念を否定するものではありません。しかし非核の文言がある以上、核に対する考え方は、例えば人口5千人以下の小さな町の議員であってもきちんと持っておくべきだと私は思っています。今回唐突に提案された案件について、町長や議員間においても十分な議論をする時間もなく、賛成するだけの論拠が私には得られていません。

次に、宣言文にある非核三原則に対する考え方で、我が国の政府見解は、非核三原則は堅持されているというもので、これに疑念があるかのようにとれる表現は理解しがたいものがあります。

また、非核の対象として核兵器だけを取り上げていますが、原発に対する考え方が示されていません。恒久平和主義の理念を町民生活の中で生かすとするれば、再生可能エネルギーによる発電で少なくとも町内一般家庭の消費電力を賄い、原発に依存しない町宣言から行うべきではないでしょうか。これは、小さな町だからこそできる可能性があります。

他にも核兵器に関する国際情勢は、NPT（核拡散防止条約）は2015年検討会議決裂、INF（米ソ、中距離核戦力廃棄条約）は2019年失効、米ソの戦略核削減への行動のはざまで核大国化をした中国や、再三にわたる国連決議を無視し核兵器開発、ミサイルの発射実験を繰り返す北朝鮮が存在する東アジア地域の安全保障環境は厳しさを増しているといえます。だから宣言が必要だという考え方も一方にはあると思いますけども、私はそちらに与するものではありません。

以上を申し上げ時期尚早という意味で反対しますが、賛成の議員の方は賛成の論拠を示して頂き、実りある核論議にさせていただきますようお願い申し上げます。反対討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありませんか。

討論なしと認めます。

次に、議案第4号 飯南町自動運転長期実証実験に関する条例の制定についてから、議案第40号 令和2年度飯南町下水道事業会計予算までの議案について討論を行います。討論はありませんか。

【議長と呼ぶ声あり】

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） 3番。

私は、二つの議案について反対の立場で討論を行います。

議案第16号 飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例案は、国保法施行令の改正に伴うもので、改正の中に保険料の賦課限度額を引き上げるものがあります。基礎賦課額にかかる賦課限度額を現行の61万円を63万円に引き上げるものであります。

何回もこういう議案が出されております。その度に、反対はしておるわけですが議案の説

明で、中間所得層の被保険者の負担に配慮する目的で、保険料の限度額の見直し。こういうことがあります。

これは厚生労働省のホームページを見ても、社会保障審議会の説明を見ても同じことが記載されております。しかし、この配慮という言葉は何を意味しているのか私には理解できません。このような言葉を使うのであれば、国の負担率をもっと引き上げて、国民の負担を軽くする。そういうことが必要と考えています。

元々国民健康保険の財政難、それから国保料高騰この根本原因は、国が負担の引き下げをした。ここから始まっております。古いですが、昭和 39 年、国民健康保険法が改悪されております。その際、医療費に対する国庫負担率を引き下げました。それを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてまいりました。その結果、国保の総収入に占める国庫支出割合、これは先ほどの国民健康保険法改正の昭和 59 年度およそ 50%あったわけですが、平成 22 年度には約 25%に半減しているわけであります。

この国庫負担の削減。これと国保世帯の貧困化これが同時に進んだことが、事態をいっそう深刻にしています。国民健康保険の制度は、もともと、農林水産業と自営業を主な対象としておりました。しかし現在では、非正規労働者をはじめとした被用者と年金生活者など無職の人が国保世帯主の大半を占めております。年金生活者や失業者、非正規労働者が加入する国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない、そういう医療保険となっているのが現状と私は思っております。

保険料が年収 2,000 万円程度まで、ずっと上がり続ける社会保険これと違って、国保の場合、多くの市町村で、保険料は年収 600 万円前後で上限に達してしまいます。そうした状況のもとでの賦課限度額の引き上げは高額所得者とはいえない中間層、ここに一層重い負担を課すことにつながります。

そういう意味からこの説明にある中間所得層の被保険者の負担に配慮、これが私には全く理解できません。

今までこのやり方が何回も取り上げられましたが、被保険者の間で負担をやり繰りする。そして負担増を回避しようとする。こういう国の方針は、抜本的な改革を先送りするだけであります。もはやこのやり方は限界と言わなければなりません。

国保は、住民のいのち、健康を守る社会保障の制度であり、地方自治体が、独自に公費を繰り入れて、住民負担軽減の努力をするのは、制度の本旨にかなったものであります。中間層の保険料抑制はまったなしと思います。

全国の都道府県、市町村と手を携えて、国の助成金を元の 50%に復活することを強く求めることを提案するものであります。そして、国の負担が増額されるまでは、一般会計からの繰り入れで対応するよう要求するものであります。

以上、条例改正に対する反対意見であります。

併せてこの条例案に連動する、議案第 35 号 令和 2 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算にも反対であります。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成者の発言を許します。

【議長と呼ぶ声あり】

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君。

○8番（高橋 英次） 8番。

賛成の立場で討論させていただきます。

端的に申し上げます。

現在、全世界でコロナウイルスが蔓延し、人々が何重しているのはご存知のとおりであります。

しかしながら、我が国日本においてはヨーロッパ、アメリカよりも発生者が少なく昨日現在確か、八百数十人の発生だと認識しております。全世界的には20万近く患者がいるわけですが、日本ではそれほど蔓延しているわけではございません。何故ならば日本の医療の発達、医療業務に従事される諸先生方、また看護師の皆さんの懸命な努力によるものであります。

なおかつ、日本は皆保険であります。この国民健康保険加入して保険料を払っていれば、貧富の差は無く同レベルの医療が受けられる現状であります。この唯一の制度を守るため日本国民等しく負担を大分するのは妥当かと思ひ、賛成討論に変えさせていただきます。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありますか。

【議長と呼ぶ声あり】

○議長（早樋 徹雄） 6番、熊谷兼樹君。

○6番（熊谷 兼樹） 6番。

議案第16号 飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

国民皆保険制度は、先ほどの賛成討論にもありましたけども非常に世界で認められている優れた制度です。

3番議員からはこの制度に対する不足の部分について様々な要求や国に対する責任追及もありましたけれども、町長から国に要請する部分については限られた部分があります。むしろ3番議員には以前にも申し上げましたが、この場で述べられるより国政の場でしかるべきポジションを得て、よい方向へ改正される方向を目指すべきではないかと思ひます。

この度の改正は、中間所得層の被保険者負担に配慮する目的と、低所得者が保険料負担を重く感じる国民健康保険の抱える構造的問題に対応し、低所得者の保険料軽減対象を、拡大するための改正であり、3番議員にとっては不満かもしれませんが改革の一步として賛成をいたします。

国の負担率アップは求められていますが、国も非常に厳しい財政状況にあります。そういう中で、議案第35号について国民健康保険特別会計においても、町としては適切な対応がされており、賛成するものであります。

以上申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は、10 時といたします。

午前 9 時 51 分休憩

午前 9 時 59 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、議案第 3 号、飯南町「非核平和の町」を宣言することについてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 3 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立者多数です。よって、議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、飯南町自動運転長期実証実験に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 4 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、飯南町チャレンジオフィスの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 5 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、飯南町外国人介護福祉人材確保対策事業条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 6 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、飯南町交通指導員設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 7 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、飯南町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 8 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、飯南町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 9 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、飯南町非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 10 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 11 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第 12 号、飯南町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 12 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、飯南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 13 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、飯南町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 14 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、飯南町医療及び福祉従事者確保対策助成金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 15 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 16 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 17 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 18 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、R 元 頓原町民野球場照明灯改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 19 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、H31 来島拠点複合施設建設工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 20 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、住宅使用料及び定住住宅使用料に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 21 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、水道料金に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 22 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 23 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による可燃ごみの処理施設に係る調査及び研究に関する事務の委託についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 24 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、雲南市・飯南町事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 25 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、新町建設計画の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 26 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、公の施設（飯南町ふるさとの森）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 27 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 28 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 29 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、令和元年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 30 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号、令和元年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 31 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号、令和元年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 32 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、令和元年度飯南町病院事業会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 33 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、令和2年度飯南町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 34 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和2年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 35 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、令和2年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 36 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、令和2年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 37 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、令和2年度飯南町病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 38 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和2年度飯南町簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 39 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、令和2年度飯南町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 40 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、矢飼教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

貴重な時間をいただきまして、一言お詫び申し上げます。

去る3月6日の、2番議員の一般質問の答弁において、この経過は7番議員と同様なので割愛しますという答弁をいたしました。

このことは、きちんと2番議員の質問に誠意をもって答えるべきでした。不適切な答弁に対し、2番議員並びに飯南町議会に対し深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で 11 時といたします。

ただ今から、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前 10 時 24 分休憩

午前 10 時 58 分再開

○議長（早樋 徹雄） それでは、予定より若干早うございますが、お揃いでございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

ただいま、執行部から1件の追加議案が提出されました。追加議案は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

この際これを日程に追加して、ただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加して、ただちに議題とします。

町長から、追加提出議案の上程を求めます。

山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。

ただいまは、追加提案をお認めいただきましてありがとうございます。提案いたします人事案件は、1件でございます。教育長の任命についてでございますけれども、ああして、矢飼斉教育長が今月31日をもって任期満了となります。そこで、次期教育長につきまして、熟慮した結果、引き続き矢飼斉さんを任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

理由でございますけれども、今期、矢飼さんを教育長に任命いたしましたのは、矢飼さんの長きにわたる教員経験をもって、特に本町、児童生徒の学力向上、保、小、中、高一環教育の推進により飯南町の明日を担う担い手を育ててほしい。

また、様々な経験をもとに、教育の視点をもって、本町の地域力を高めてほしいとのことからございました。

この3年間、誠心誠意おつとめをいただいたところでございますけれども、まだ描く形の半ばにあるところであるというふうに思っております。そうしたことからいたしまして、この3年間の糧として、本町教育の一層の推進にお力をいただきたいと考えているところでございます。

その際、率直に申し上げまして、今回、議員各位には、大変ご心配をおかけしているところでございますけれども、同意をお願いするにつきましては、今後の姿勢として、一つには飯南町の教育行政のトップとしてのリーダーシップを発揮いただくこと、また、教育長として教育行政の最終責任を負うものということ、一層心がけていただくよう思っております。

かく申し上げるわたくしの任期も残り1年を切っているところでございますけれども、わたくしも共に力を尽くして参る所存でございます。議員各位におかれましては、どうぞご理解をいただきまして、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

追加日程第1 同意第6号 教育長の任命について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第1、同意第6号、教育長の任命についてを議題といたします。ここで、矢飼斉教育長の退席を求めます。

〔矢飼斉教育長退席〕

○議長（早樋 徹雄） 提出者から、提案理由の説明を求めます。

永井教育次長。

○教育次長（永井 あけみ） 番外。

同意第6号についてご説明いたします。次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、飯南町[]番地。氏名、矢飼 斉（やがい ひとし）。生年月日、昭和[]年[]月[]日。

令和 2 年 3 月 17 日提出、飯南町長。

次のページに説明資料を付けております。これまでの略歴を付けておりますのでごらんください。なお、任期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで 3 年間でございます。説明は以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

ただいまから、同意第 6 号、教育長の任命についてを採決いたします。起立による採決を行います。

同意第 6 号、教育長の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。したがって、同意第 6 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、矢飼斉君の復席を認めます。

〔矢飼斉教育長復席〕

○議長（早樋 徹雄） ただいま同意いたしました矢飼斉教育長から、発言を求められておりますので、これを許します。

○教育長（矢飼 斉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 斉） 番外。

この度は、教育長の任命につきまして、ご同意いただき、たいへんありがとうございます。

今までの 3 年間の任務を糧とし、今後は飯南町教育行政のトップとしての自覚をもち、学校教育では心身ともに健康な本町の児童生徒の育成を目指し、学力向上、保小中高一貫教育を推進し、飯南町を担う人材育成に力を注ぎたいと存じます。

また、社会教育におきましては、公民館を核とした地域を担う人材育成を目指し、飯南町

の地域力が高まるようにしたいと存じます。町部局と一体となり教育行政に一生懸命努力する考えでございます。以上でございます。

追加日程第２ 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第２、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付の申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○町長（山崎 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山崎町長。

○町長（山崎 英樹） はい。番外。

議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今月２日に開会した本定例会でございますが、議員各位には、連日にわたり慎重にご審議をいただき、ただいまは提案いたしました全議案につきまして原案どおり可決をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

今、まさに新型コロナウイルスにより、社会、経済が深刻な状況に陥り、また、蔓延の終息どころか拡大の方向にあり、出口が未だに見えないところでございます。

本町での、これらの対応につきましては、議員各位から、様々ご指導いただいているところでございまして、しっかりとした対応に努める所存でございますが、今後は、本町の経済をはじめとして悪影響が顕在化し、活力の悪化が懸念されるところでございます。

こうした中で、令和２年度を迎え、総合振興計画、総合戦略が新たにスタートするところでございます。人口減少に加えて、長期化するといわれるこの新型コロナウイルスという極めて厳しい中でのスタートであります。厳しい故に、みんなで描いた目標に向け、町民一丸となって取り組んでまいらねばなりません。

可決いただきました新年度予算はじめ、行政といたしましても、早期に、適切な執行に努め住民の皆さまの生活を守り、高めて参ります。そして、今定例会の本会議、また、各委員

会などでいただきましたご指導、ご意見を今後の行政運営に適切に活かし、前進をして参ります。今後とも議員各位のご指導、ご協力をお願いし、閉会のあいさつといたします。
ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和2年第2回飯南町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

午前 11 時 12 分閉会
